



長野県報

4月19日(木)
平成19年
(2007年)
第1856号

目次

告示

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の有効期間の延長(畜産課).....	1
基本測量の実施(土木政策課).....	1
基本測量の終了(土木政策課).....	1
公共測量の終了(土木政策課).....	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市計画課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	2
宅地建物取引業法に基づく公開の聴聞(建築管理課).....	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO活動推進課).....	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO活動推進課).....	3
県営土地改良事業の工事の完了(6件)(農地整備課).....	3
林業技術者養成講習の実施(林業振興課).....	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課).....	5
土地改良事業施行認可申請の審査結果の縦覧(農地整備課).....	5
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(県立病院課).....	5
一般競争入札(河川課).....	6



告示

長野県告示第249号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成18年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報があった。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

畜産課

長野県告示第250号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間
平成19年4月9日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域
長野県全域

土木政策課

長野県告示第251号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類

基本測量(1:25,000地形図修正測量)

- 2 作業期間
平成18年4月20日から平成19年3月23日まで
- 3 作業地域
長野県全域

土木政策課

長野県告示第252号

長野県松本建設事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量(国庫補助総合流域防災事業(砂防)に伴う測量業務)
- 2 作業期間
平成19年2月20日から平成19年3月19日まで
- 3 作業地域
松本市(長野県松本建設事務所管内)

土木政策課

長野県告示第253号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
松川村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
池田都市計画公園事業 3・3・1号 松川中央公園
- 3 事業施行期間
平成15年1月16日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成15年1月16日長野県告示第25号の事業地のうち字古宮地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第254号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名
上片桐停車場鶴部線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡松川町上片桐3654番の15地先から
下伊那郡松川町上片桐3730番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日
平成19年4月20日

道路管理課

長野県告示第255号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年5月7日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名
長野荒瀬原線
- 2 供用を開始する区間
上水内郡飯綱町大字牟礼字本塚1086番の1地先から
上水内郡飯綱町大字牟礼字地藏堂838番の3地先まで
- 3 供用を開始する期日
平成19年4月19日

道路管理課

長野県告示第256号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定に基づく行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行います。

平成19年4月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 日時
平成19年5月9日 午後2時
- 2 場所
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県庁 議員会館会議室
- 3 被聴聞者
 - (1) 商号 株式会社東横地所
 - (2) 代表者氏名 永井 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地 長野市大字柳原2317番地16
 - (4) 免許証番号 長野県知事(10)1367号
 - (5) 免許年月日 平成14年6月26日

建築管理課